

公益社団法人日本仲裁人協会

〒100-0013 東京都千代田区霞ヶ関1丁目1-3 日本弁護士連合会内
電話 +81-3-3580-9870 Facsimile +81-3-3580-9851

日本仲裁人協会：研究講座のご案内（令和7年5月）

Japan Association of Arbitrators, Research Section: May 14 Meeting
~Analysis of Survey by Child Contact Support Group in 2020 (including Report on Child Contact Support Group Survey in 2020) and a forecast of the amendment to the family law in Japan ~
(Language: Japanese)

日本仲裁人協会 会員 各位

日本仲裁人協会事務局（日弁連業務第二課）

TEL：03-3580-9870/FAX：03-3580-9851

下記の通り研究講座のご案内を申し上げます。Zoom リンク送付の都合上、令和7年5月12日（月）までに参加申込みをお願いいたします。

記

2020年の面会交流支援団体の実態調査分析結果（2020年面会交流支援団体調査報告書）及び改正家族法施行に向けての展望等に関する報告
（会員対象行事）

日時：令和7年5月14日（水）18:00～20:00

場所：Zoomでの開催

※以下のリンクからご登録いただいた方全員に、Zoomのリンクをお送りいたします。

※本研究講座は、Zoomのみで開催いたします。会場での開催はございませんので、ご注意ください。

報告者：渡邊祥子先生（にじいろ法律事務所 弁護士・にじいろ面会交流支援代表）

内容：2011年に条文化された「面会交流」は、子に伴う種々の変化が内在し、終局的解決という概念が馴染まない特異性を持つ。面会交流支援団体（いわゆる第三者機関）は、父母では困難な調整及び合意形成、面会交流の実施を長期的に支援する機関であって、多くは民間団体である。2020年に全国の面会交流支援団体を対象に調査を行った結果、面会交流支援団体の能力的限界や地域的偏在が確認されたに留まらず、各団体が二次的な家事調停機能を担わざるを得ない実態が明らかとなった。本報告では、当該調査の分析に併せ、2024年家族法改正で「親子交流」と名称変更された面会交流の今後も検討する。

Zoom リンク送付の都合上、参加申し込みは、

<https://docs.google.com/forms/d/e/1FAIpQLSeODLHsXU-XoJBHtEL45nyLV21MwxTfFqZJDN6tqb-mh83U2A/viewform?usp=sharing>

において令和7年5月12日（月）までにご登録をお願いします。上記サイトにご登録いただいたメールアドレス宛に Zoom リンクを送付いたします。

また、上記サイトへの登録にご支障がある場合には、FAX によるお申込みも可能です。FAX にてお申込みされる場合には、以下にご記載の上、日本仲裁人協会事務局宛に令和7年5月12日（月）までにお送りください。

日本仲裁人協会事務局 行(FAX: 03-3580-9851) 令和7年5月14日（水）の研究会に出席します。		
ご芳名：	ご所属等：	ウェビナーリンク送付用メールアドレス（読み間違いを起こさないよう誤りが生じやすい文字については読み仮名をご記載ください（「O」について「オー」、「0」について「ゼロ」等））。：

【事務局からのお願い】 最近、登録されているご住所に郵送物を送付しても宛先不明で返送されるケースが増えております。当会に登録されている情報（氏名・勤務先・連絡先住所・電話番号・FAX 番号・Email アドレス等）に変更のある方は、当会事務局（電話番号：03-3580-9870 FAX 番号：03-3580-9851 e-mail：jaa-info@nichibenren.or.jp）までご連絡ください。ご協力宜しくお願い申し上げます。